

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小椋 正清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	上中北 (建部上中町北)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月24日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

※

<ul style="list-style-type: none"> ・農業従事者の高齢化が進んでおり、後継者の育成が急務と言える。 ・地域内には認定農業者2(個人1・法人1)および意欲のある個人農業者によって農業を担う体制は出来ている。 ・一圃場あたりの面積は、平均25aであり集約化が必要である。 ・耕作放棄地等はなく、法人および認定農業者の協力により地域の農地を守って行きたい。
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

※

<p>水稲、麦(大麦・小麦)、大豆を中心に作付を行い団地化を図り高品質な作物を生産する。併せて、栽培方法についても検討し情報の共有化を実現する。</p>
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	21.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	21.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。</p>

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

